



ひなちゃん

鴻巣市



記者会見資料

資料 7

花かおり

緑あふれ

人輝くまち

こうのす

## 埼玉県思いやり駐車場制度を推進します

埼玉県では、障害者などで歩行が困難な方のための駐車施設の適正な利用を推進するため、これらの駐車施設を優先的に利用できる者を明確にし、利用証を交付する「埼玉県思いやり駐車場制度」の運用を本年11月1日（水）から開始する予定です。

市町村におきましては、利用証の交付等に係る事務や制度の周知・普及啓発、駐車施設の適正利用の促進のほか、市町村有施設における「優先駐車区画」の設置や「協力区画」の届出についても協力を求められています。

本市につきましても、埼玉県思いやり駐車場制度を推進するため、案内標示用のスタンド看板を購入することにより、市有施設に、「優先駐車区画」を設置します。

【予 算 額】 537 千円

【概 要】 スタンド看板の購入により、「優先駐車区画」を案内標示する（21施設）

【利 用 証】 障がい福祉課、介護保険課、子育て支援課、吹上支所、川里支所で交付

- ・車椅子使用者（青色）→ 車椅子使用者用駐車区画を利用
- ・その他障害者、要介護者等（緑色）→ 優先駐車区画を利用
- ・妊産婦、けが人（オレンジ色）→ 優先駐車区画を利用

※優先駐車区画がなく、車椅子使用者用駐車区画に余裕がある場合は、車椅子使用者以外も利用可

【協 力 区 画】

- ・車椅子使用者用駐車区画（車椅子使用者のための幅 3.5m 以上の区画）
- ・優先駐車区画（広い幅を必要としない障害者、高齢者などを対象とした区画（幅 3.5m 未満））

【市町村の役割】

- ①利用証の交付・返却に係る事務
- ②制度の周知や普及啓発、駐車施設の適正利用の促進
- ③市町村有施設における優先駐車区画の設置

【開 始 時 期】 令和5年11月1日（水）  
※専用駐車区画のある施設は県のホームページで公表予定

問い合わせ 鴻巣市役所 048-541-1321（代表）  
健康福祉部障がい福祉課 （内線）2678